令和３年９月２日

茨木市教育委員会

保護者のみなさま

新型コロナウイルス感染症にかかる市立小中学校の臨時休業の基準

および陽性者が判明した場合の情報提供について

　平素は、本市学校教育にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

　現在の新型コロナウイルス感染症第５波は、デルタ株の特徴から感染拡大しやすい傾向があり、児童生徒への感染の広がりも懸念されています。

　つきましては、学校における感染拡大の可能性を見極めながら、子どもたちの学びを保障していくために、本市立小中学校の臨時休校の基準を裏面のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、小中学校の児童生徒や教職員等で陽性者が判明した場合の情報提供について、各校の感染に関する情報をできる限り正確に児童生徒や保護者の方にお伝えするため、下記のとおり変更いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

（市立小中学校の児童生徒や教職員に陽性者が判明した場合）

１　市ホームページで、市立小中学校の感染者発生状況を掲載（8/26より実施）

 感染した児童生徒数　感染者のいる学校数など（学校名は非公表）

２　陽性者が判明した小中学校の配信メールで、自校の状況を情報提供

　陽性者の判明、学級(学年)閉鎖、臨時休業等の情報（個人情報は非公表）

（お願い）

* 引き続き、各家庭における健康観察や不要不急の外出を控えるなど、感染拡大防止にご理解とご協力をお願いいたします。
* プライバシー保護の観点から、憶測による感染者の特定や情報発信はお控えください。
* 陽性が判明した児童生徒の保護者の方で、事情により学校配信メールでの情報提供をしてほしくない場合は、学校までご連絡ください。（但し、学級閉鎖等を実施する場合はメール配信を行いますのでご了承ください）